HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第一部　通史.　第二編　北海道大学の拡充（一九六九～一九八八年）.　第一章　大学紛争
Citation	北大百二十五年史, 通説編, 127-135
Issue Date	2003-12-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28138
Type	bulletin (article)
File Information	2(1)_127.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

第一章　大学紛争

第一節　大学紛争の発生展開

一九六〇年代末葉から七〇年代初めにかけてのいわゆる「大学紛争」は、国公私立大学それぞれに特有な「紛争原因」のもとに全国的な展開を見せた。六八年時点で、「紛争」を抱えた大学は全国に一一五校を数えたとされる。例えば、六八年一月の東京大学医学部の教育体制の改革を求めて無期限ストライキに入った学生一七人の退学処分を契機に始まった東大紛争、同年四月日本大学に約二〇億円の使途不明金があるとの報道に端を発し、理事総退陣、経理公開、大衆団交を求めた学生側と大学側との激しいやりとりによって全国に知られた日大紛争など、大学の旧来の権威的な体質、閉鎖的な大学管理経営、学生の教育要求に応えきれない教育方法などをめぐって広範な学生から異議申し立てがなされた。たしかに大学が果たす役割は何か、大学の社会的使命とは何か、大学の自治や学問の自由はどうあるべきかなどの、真摯な討議が紛争のただ中にあって至る所でなされた。

しかし、一部の学生達の暴力や建物占拠などの実力行使により、マスコミの過熱報道もあいまって、世論はこのような大学改革の地道な努力のプロセスよりも紛争の暴力としての性格に眼を奪われがちであった。とりわけ、一九六九年には、東京大学と東京教育大学の入試が中止に追い込まれるなど社会的な影響の大きい問題が出現した。

政府は、これらの事態にたいして一九六九年に大学臨時措置法を国会に提出して統制管理による収拾を図ろうとした。しかしこのことは、一時的にかえって紛争に火を注ぎ、主として首都圏と関西圏を発生源として始まった紛争が全国各地に長期化する様相を見せた。当時、主要国立大学でこの影響を受けなかった大学は殆どなかったとい

える。

第二節　北大紛争の特質と問題

北海道大学でも、一九六九年四月十日の入学式の早朝、「クラス反戦連合」の学生達によって会場に予定されていた体育館が占拠され、新入生達を教養部の各教室に入れて学長の挨拶が事務室からマイク放送によって流される事態が生じた。これが「北大紛争」のはじまりとされている（六九年四月十日から七〇年一月二十二日までの紛争の事実経過については『北海道大学教養部三十年史』七一～七五ページ参照）。

その後、一部の学生達による事務局、教養部などの建物封鎖が行われ、講義・演習など授業が休止に追い込まれたり、そのことに関連しての学生集会がたびたび行われた。大学側は、封鎖解除のために機動隊の学内導入を決定して一九六九年十一月八日に事務局・図書館・教養部・旧学生会館の封鎖を解き、翌七〇年一月四日には教養部封鎖解除のため機動隊が再導入され、その駐留が二カ月に及んだ。暴力に対して話し合いを継続して説得をはかることや学生自身による事態の収拾努力が試みられたが、最終的に大学への警察機動隊の導入を決定したことは、ある意味で大学自治の自殺行為でもあり、学内には反対意見も当然多くあがった。紛争の余波は、同年三月の全学卒業式の中止となってあらわれた。この年以降も各学部ごとの卒業証書の授与といった変則方式を続けざるを得ない時期を経て、全学部・大学院の一同に会した卒業式は七五年三月まで待たなければならなかった。

紛争を振り返ってその後の卒業式について当時の今村成和学長は次のような述懐を残している。

御多聞に漏れず昭和四十四年の紛争以来、卒業式は、入学式と共に中絶のままとなっていたが、昨年（昭和五十年）ようやく復活した。復活後の卒業式がどういう形式で行われているかというと、これは大変簡素なもの

で、北大交響楽団の奏する「エルムの鐘」に始まり、「都ぞ弥生」で終わる三十分の間に、卒業証書の授与と学長告辞があるだけである。壇上には、学部長のほか名誉教授の先生方が並んでおられるが、それ以外に来賓の姿はない。今年から入学式も行われるようになったが、これも卒業証書授与の代わりに新入生代表の宣誓と部局長の紹介があるという違いがあるに過ぎないのである。（『北大百年前後』四六ページ）

簡素な式への変更は、紛争が与えた大学への影響の一つであった。

第三節　北大紛争の原因

北大紛争には、他の大学のような学生と大学側との深刻な対立を含んだ直接の動機はなかったと言われる。それ以前に、学生寮の入寮決定手続きをめぐっての対立があるにはあったが、大学サイドの学生との話し合い重視、学生自治尊重姿勢への転換で、終息に向かっていったからである。

従って、北大紛争は、むしろ全国的な学生紛争の影響を受けて、大学の自治、学問の自由をめぐっての問い直しが契機となってあらわれた側面が大きい。例えば、それまで十分に検討されず見過ごされてきた研究のありかたが問題となった事例が幾つかあった。一つは、一九六〇年代はじめ頃にあった現職自衛隊員入学問題である。工学部では、六二年四月大学院修士課程に現職自衛隊員四名が入学した。この時点では問題として表面化しなかったが、同年十一月に翌年度修士課程入学試験合格者が発表され、その中に九名の現職自衛隊員が含まれていた。これをうけ、十二月頃から現職自衛隊員の合格取消し及び在学者退学の要求が学内からあがった。現職自衛隊員の受け入れは、軍事研究に手を貸すものとの批判は、全国の大学でも生起しており、中には入学を認めない大学もあった。その意味で北海道大学の態度が問われた。二つには、医学部、理学部にアメリカ軍関連から資金援助を得た研究があ

ることがわかり、そのことも軍事研究との関連で批判の声が学内に上がった。これらの批判に対して、当事者側からは、直接的な軍事研究を目的としてはいない、研究成果を広く世の中に公開している、自衛隊員入学も個人の学ぶ権利であるというような反論もなされていた。しかし、残念ながらこれらの議論が広く学内でなされたとはいえなかった。

また北大紛争に連関して、学内「民主化」の潜在的な要因は他にもあった。例えば、一九六〇年代初めに、一部教授の専制支配が、若手教官や学生への暴力やいやがらせなどとしてあらわれ、問題となったことがあった。

ところで、この当時の学内「民主化」の主要な争点となっていったのは、全国的にも広がったいわゆる全構成員自治の要求であった。それらは、学長選挙、学生部長選挙、学部長選挙などへの「参加」要求、教授会などへの傍聴要求、カリキュラム内容や非常勤講師選定への「参加」要求などとして顕現した。この背景には、大学自治が伝統的に教授会自治によって担われていることへの限界性、保守性への批判があった。大学自治は、教授層だけではなく、若手教官（助手が教授会に参加できない学部は少なくなかった）や、学生、大学院生、職員などが、学内の諸決定のプロセスに参加することが民主化と考える動きである。北海道大学もこのことに関して例外ではなかった。例えば、学長選挙への助手の参加は認められておらず、学長選考基準（一九四九年制定）によって、第一次選挙、第二次選挙ともに投票権を持つ者は、北海道大学の教授、助教授、講師とされ、助手は排除されていた。このことは、四九年の選考基準制定当時も懸案の一つであったが、助手参加を認める意見は少数だったのである。しかし、紛争と連動しての民主化要求は、この選考基準の閉鎖性を批判して改訂を求めた。そして、大学の管理運営体制の民主化の一つとして第二次選挙への助手参加を認める改訂がなされたのは、七一年であった。

なお、全構成員自治への要求は、部局段階ではさらに進んだものとして「学生参加」を求めていた。例えば、一九六九年、教育学部では、学部長選出において、助手以上の教官と事務職員による第一次選挙で選出された、上位

三名の教授について、学生と大学院生による信任投票がなされ（不信任が過半数の場合は失格）、その結果を得て教授会が最終的に学部長を選出するという学部内規が決定された。同様の動きは、経済学部、薬学部でも追求された。ところが、文部省は、このような「学生参加」の動きに対しては否定的であった。教育学部は六九年二月に上記の内規方式で学部長選挙を行ったが、文部省は、既に国立大学関係者に「教育公務員特例法が学長等の選出方法の決定を、評議会・学長にゆだねているのは、教育・研究の直接の担い手である教員の意思を尊重するためであり、学生・職員の意向が教員の意思決定を制約あるいは阻害するような方法は、同法の趣旨に反する」という解釈を示しており、学部長は教授会で選出するとした同法律に照らして疑義があるとして、新たに選出された教授を学部長に発令しなかった。このことは国会でも問題とされた。七一年、教育学部は学生・大学院生の拒否権投票をやめ、信任投票結果を「尊重する」として発令を得た。同様のことは、全国的にも北海道大学他学部でも問題となり、内規の表現を「参考にする」あるいは「申し合わせ」にとどめる方式が主流となっていった。

以上のような「大学民主化」とそれへの対抗・抑圧の動きが、北大紛争の背後にあったのだが、そのことはあまり報道されなかった。紛争それ自体が、一九六九年から七〇年にかけて建物を占拠した一部学生たちにより、次第にセクト集団相互の暴力の応酬となり、集団内部でいわゆる内ゲバなどが目立つようになっていた。そのため、大学の建物の損壊、導入された機動隊への火焔瓶投下や投石などの暴力のエスカレートぶりが主に報道されていったのであった。当然ながらこうした「暴力」には世論の批判も厳しく、また実際に「暴力」は破壊以外何も生み出すものではなかった。こうして紛争は「暴力」に堕していくにつれて、学内の支持を失ってゆき、終息を迎えていったといえる。

第四節　紛争後の改革の取り組み

一　大学が抱えていた課題

大学紛争は、ある意味で転換期に向かった大学が生み出した鬼子であった。そのことは、紛争のあるなしに関わらず、解決を求める課題が山積みしていたことを示していた。当時出されていた課題を列挙すると以下のようであった。

第一は、大学組織や教育の再編改革のための計画づくりであった。その作業は、学内に機動隊が導入され常駐していた一九七〇年二月に、改革のための専門委員会が設置されることから始まる。①組織、②図書館、③教養課程、④管理・運営、⑤学生などの地位と役割について五つの専門委員会が設けられ、その後、七〇名を超える教官によって二年一〇カ月にわたって討議が継続されたが、議論は難航し、必ずしも意見の一致を見るものが多いとは言えなかった。結局、その成案がまとまり最終報告書が提出されたのは、七三年九月であった。教養課程について検討した委員会を除き、具体的な改革案をまとめた委員会はなかった。これ以降、大学改革の議論は、主として教養課程の改革問題に集中していったといえる。

第二は、「学生急増期」を経ての「教養部」改革問題であった。大学紛争から一〇年余を経過して、一九八一年に、語学の教官を中心として言語文化部が創設される。それは一つの成果であった。しかし、教養部を改組した言語文化部においても学科目制からなる組織を講座化することには困難が多く、その実現にはその後の九〇年代の改革を待たねばならなかった。

二　教養課程の問題

北海道大学における教養課程の改革のありかたについては、他の大学にない独自な歴史的な特徴がある。

いわゆる北大方式と呼ばれる編成の仕方である。一九四九年の新制北海道大学の入学式において、伊藤誠哉学長のスピーチは、大学を広義（大学院を含む）と狭義（学部のみ）に分け、狭義の大学において、一般教育の重視をあげた。この方針は、教養学科（後の「教養部」）を設けさせ、専攻分野ごとにしかるべき学部に所属している教官が教員組織とは異なる教育組織である「教養課程」を担当するという方式を採用させた。いわゆる、全学支援方式の「教養部」を生み出したのである。この方式は、大学設置基準大綱化（九一年）以前には、全国的にユニークで先駆的なものとして評価されていたといえる。

しかし、その一方で他大学と共通する問題があった。まず、その「一般教育」の内容は、必ずしも北海道大学に固有のものとは言えなかった。すなわち、それは、全国の他の大学と同様に、アメリカの大学における一般教育運動のある時期の妥協の産物とされる人文科学、社会科学、自然科学の三系列の均等履修方式の踏襲だったからである。アメリカにおいても必ずしも一般的とはいえなかったこの三系列均等履修方式は、戦後占領期に連合国軍総司令部（ＧＨＱ）の民間情報教育局（ＣＩＥ）の指導を通じて、大学基準協会が全国の大学に適用させたものであり、大学設置基準に採用された方式であった。次に、北海道大学においても、一般教育における教授方法は、大講義室において数百人が一斉に受動的に教官の講義を受ける方式が主たるものであった。さらに、戦後の新制高等学校における「高等普通教育及び専門教育」（学校教育法第四一条）を授けるとする教育目的に対して、大学の「教養教育」ないし「一般教育」がどのように違うのかの差異性は、必ずしも明瞭ではなく、ややもすると高等学校の教育の焼き直しと受け取られる側面があった。要するに、これらのことは、教養教育における異なる系列の科目群の統合性への自覚の不十分さであり、他方ではリベラルアーツ型教養教育（Liberal Arts Education）と一般教育（General

Education）の区別が明確にはされていなかったことであり、教授方法への気づきの弱さを反映していたといえる。とくに一般教育は、欧米では基本的に中等教育までの教育目的をさすものであったのに対して、日本では新制大学と旧制高校との統合時の混乱もあって曖昧なまま、その区別の不十分なままに導入されたからである。このことから、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」（学校教育法第五二条）ことが大学の目的とすれば、学士教育の前半過程を「広く知識を授け」「深く専門の学芸を教授研究」することをどのように統合し再編成するのかが、学生急増期の大学紛争を経てあらためて問われてきたといえる。

ところで、教養課程再編に大きく働いた要因として、学生数の増加と入試制度の再編をあげなければならない。前者としては、北海道大学は、一九四九年の教養学科発足時には、一学年の入学者数は一〇一四名であり、その後、五〇年代には微増に止まったが、六〇年代、特に後半からは増加が著しかった。すなわち、六七年に初めて二〇〇〇名を超え、北大創設一〇〇年目の七六年には二一二九名となり、戦後新制北海道大学発足時と比べれば倍増する数字であった。そして、この数字はその後も増加し、二〇〇一年現在では二二三二名を数えるに至っている。この増加の主要な要因は、理系部局の学部、講座、科の増設にあり、とくに工学部がその中心をなしていた。このことは、当然ながら、教養課程から学部への移行時の進路選択競争激化とそれに伴う混乱を招く要因となった。後者においては、従来、入試における募集方式は、文類（文、教、法、経の一括方式は五三年から）・理類（理、工、農、獣医の一括は五二年、薬が加わるのは六五年から）・水産類・医進・歯進（六七年から）と区分されていたが、とくに、七九年からの共通第一次試験の導入は、教養課程の学生編成に大きな影響を与えた。この年からは、文Ⅰ～文Ⅲ系、理Ⅰ～理Ⅲ系・水産系・医進・歯進と区分されることになったのである。この背景には、専門学部進学者の確保と教養課程のカリキュラムに専門教育の基礎的な内容を導入できるようにして教養課程と専門課程との有機

的結合・連携をはかろうとする専門学部の方からの要請が大きかったことがあげられる。

また、教養課程における教育形態の改善の努力があった。教養課程においての少人数の演習・一般教育演習は一九八五年四月から開始された。初年度は、前・後期合わせて一七の開設だけであったが、やがてその数を増して行くことになる（現在は、論文指導の演習も含めて年間一四〇以上が開設されている）。また、それ以前から行われていた「総合科目」という講義は、多様な学問分野から一つのテーマについてアプローチする開講形態（六八年から始まり、七四年以降盛んになった）であり、学際的な方法の魅力を伝える意図を含んでいた。両方の形態はともに、従来の一方通行的な一人の教授者中心の授業形態から、学生参加の双交通型授業への方向や、特定の問題への複眼的な視座を提供するものとして、受講学生からは好評であった。これらの努力は、九〇年代のさらなる改善（例えば、ティーチングアシスタントの採用、教官のＦＤ活動、教育評価）に通じていくものであった。

第二章　大学の組織・運営・環境の改編

第一節　大学の管理・運営

一　大学紛争後の大学運営

堀内壽郎学長の任期満了に伴う学長候補者選挙が一九七一年三月に新基準に基づいて行われ、理学部教授（理学部長）丹羽貴知蔵が当選し、五月一日付で学長に就任した。丹羽学長は三三年三月北海道帝国大学理学部化学科を